

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者を支援するため、信用保証料補助制度を創設しました。

兵庫県が新設した新型コロナウイルス対策貸付等を、兵庫県信用保証協会の保証を付して利用する場合、事業者からの申請により、市が信用保証料を補助します。

<2020年6月1日現在>

補助金名	加東市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金
対象融資	兵庫県中小企業融資制度のうち ○経営円滑化貸付（新型コロナウイルス貸付） ○借換等貸付（新型コロナウイルス対策） ○経営活性化資金（新型コロナウイルス対策） 令和2年2月25日から令和2年6月30日までの融資実行分が対象です。
対象者	加東市内の中小企業者の方で、次のすべてに該当する方 ・市内に主たる事業所又は事務所を有する方 ・同一事業を同一場所で引き続き1年以上経営している方 ・市税等を滞納していない方
補助金の額	1事業者につき、保証協会に支払った保証料の全額 ただし、上限額は100万円とします。
申請手続	保証協会へ保証料の支払いが済んだ後に、以下の書類を加東市 商工観光課の窓口へご提出ください。 ①信用保証料補助金交付申請書（様式第1号） ②保証協会の発行する信用保証書の写し ③保証協会の発行する保証料計算書の写し ④保証料の支払いを確認できる書類の写し ⑤法人企業については、履歴事項全部証明書の写し ⑥個人事業主については、住民票 ※1 ⑦市税完納証明書 ※2 ⑧水道料金及び下水道使用料完納証明書 ※3 ⑨情報の提供に関する同意書（様式第2号） ⑩その他、市長が必要と認める書類 ※1 市民課（市役所1階）で取得してください。（手数料300円） ※2 税務課（市役所1階）で取得してください。（手数料300円） ※3 水道お客様センター（市役所3階）で取得してください。（手数料300円）
その他	虚偽その他不正な方法により補助金の交付を受けたとき、その他市長が不適当と認めたときは、補助金交付の取り消し、又は補助金を返還していただくことがあります。
お問合せ先	〒673-1493 加東市社50番地 加東市 産業振興部 商工観光課 TEL：0795-43-0531 FAX：0795-43-0552 Eメール：shoko@city.kato.lg.jp



★対象融資の詳細については、【ご案内1～3】をご覧ください

令和2年2月18日現在

新型コロナウイルス対策貸付のご案内

新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受ける県内中小企業等を支援します

1 融資対象者

新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている県内の中小企業者等で、次に該当する方

- ・ 1年以上同一事業を営む中小企業者及び組合等で、最近1ヶ月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している方

2 融資条件

融資限度額	1企業・1組合 2.8億円
融資利率	年0.70% (固定利率)
融資期間	10年以内 (うち据置2年以内)
資金用途	運転資金・設備資金
担保・保証人	保証協会又は金融機関の定めるところによる (第三者保証人不要)
信用保証	原則として保証を付ける
取扱期間	令和2年2月25日(火)申込受付分から 令和2年6月30日(火)融資実行分まで

3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。

また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。

令和2年3月13日現在

借換等貸付（新型コロナウイルス対策）のご案内

新型コロナウイルス感染症流行の影響により、売上が減少した中小企業者の既往借入金等の返済負担額を軽減し、資金繰りの改善を支援します（複数資金の一本化を含む）

1 融資対象者

新型コロナウイルス感染症流行により影響を受けている県内の中小企業者等で (1) に該当し、(2)～(4) のいずれかに該当し、かつ(5) に該当する方。

- (1) 1年以上同一事業を営む中小企業者及び組合等で、最近1ヶ月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している方。
- (2) 兵庫県中小企業融資制度の借入残高がある方。
- (3) 平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度の借入残高がある方。
- (4) (2) 又は(3) の他に、兵庫県信用保証協会保証付融資（神戸市以外の市町融資制度及び金融機関との提携保証を除きます。）の借入残高がある方。なお、その保証付融資は、借換対象資金の借入残高のうち1/2以上が、(2) 又は(3) の融資によるものであることが必要です。
- (5) 借換による返済負担の軽減により、経営の安定や改善が見込まれ、かつ、返済見込みのある方。（適切な事業計画書の提出が必要です）

2 対象資金

既往借入金の返済資金、融資実行に必要な諸経費

なお、借換資金に加え、当初借入額を上限に追加融資が可能（月々の返済額を増やさない程度）

- ※ 兵庫県中小企業融資制度のうち、短期資金〔一括返済分〕、立地資金、経営活性化資金及びこうべ季節貸付〔一括返済分〕は対象になりません。
- ※ 神戸市中小企業融資制度のうち、短期資金〔一括返済分〕、産業立地促進資金融資、季節資金〔一括返済分〕及び神戸市CLO借換融資は対象になりません。

3 融資条件

融資限度額	1企業・1組合 2億8,000万円
融資利率	年0.70%
融資期間	10年（うち据置1年）以内
担保・保証人	信用保証協会又は金融機関の定めるところによる（第三者保証人不要）
信用保証	原則として保証を付ける

4 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

5 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

6 その他

- (1) 諸経費の内容は、融資実行に必要な信用保証協会の保証料、融資契約の締結、抵当権設定等に伴う印紙代、印鑑証明書、商業（不動産）登記簿謄本の証明書発行手数料です。
- (2) 取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。

令和2年3月13日現在

経営活性化資金（新型コロナウイルス対策）のご案内

新型コロナウイルス感染症流行の影響により、売上が減少した中小企業者に対して、担保・第三者保証人不要とし、かつ、融資審査の迅速化と短期間の融資実行により、円滑な資金調達を支援します

1 融資対象者

新型コロナウイルス感染症流行の影響を受けている中小企業者等で (1) から (3) のすべてに該当する方

- (1) 県内で1年以上同一事業を営む中小企業者及び組合等で、最近1ヶ月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している方
- (2) 取扱金融機関と1年以上の与信取引がある方
- (3) 税務署受付印のある直近決算書が提出可能な方（個人事業主は青色申告を行っている方）

2 融資条件

融資限度額	<u>5,000万円</u> かつ、この資金の融資申込額を含めた総保証残高が直近決算書の年商以内
融資利率	金融機関所定金利
融資期間	<u>10年以内（1年以内）</u>
資金用途	<u>運転資金</u>
担保	不要
保証人	保証協会又は金融機関の定めるところによる（第三者保証人不要）
信用保証	<u>保証を付ける（一般保証に加えて、セーフティネット保証も利用可能）</u>
取扱期間	令和2年3月16日（月）申込受付分から 令和2年6月30日（火）融資実行分まで

3 申込先

申込みは、以下の県融資制度「経営活性化資金」の取扱金融機関へ

銀行	三井住友、三菱UFJ、りそな、但馬、池田泉州、関西みらい、四国、阿波、京都、みなと、トマト、徳島大正
信用金庫	神戸、日新、中兵庫、播州、兵庫、西兵庫、姫路、尼崎、但陽、淡路、大阪
信用組合	兵庫県、淡陽、近畿産業

※順不同、令和2年3月12日現在

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。

また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。